

浪江三春線・（仮称）1号トンネル工事  
浪江三春線・（仮称）2号トンネル（浪江側）工事  
浪江三春線・（仮称）2号トンネル（葛尾側）工事

## 落札者決定基準

令和6年6月4日

福島県土木部

-----  
本工事において、事業者の選定に当たっては、入札価格と提案内容によって総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式一般競争入札方式を採用する。

本「落札者決定基準」は、総合評価方式一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

なお、本工事は、一抜け方式及び一括審査方式に該当するものである。

### 1. 評価項目と加算点

評価項目		加算点	
施工計画	施工計画の適切性	10点	
技術提案	1 「トンネルの地山安定」と「覆工コンクリートの品質確保、出来形確保及び耐久性向上」について配慮すべき事項	10点	37点
	2 「トンネル内作業時及び坑口付時の安全管理」と「本工事の早期完了を図るための工夫」について配慮すべき事項	10点	
品質確保等の確実性		7点	

### 2. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、下記3. 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。
  - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - (イ) 当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件（発注者提示案）をすべて満たしていること。
- (2) 上記（1）において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

### 3. 総合評価の方法

#### (1) 標準点

標準点は、入札参加資格を満たす場合に付与される点で100点とする。

(2) 加算点

評価項目と基準は、以下のとおりとし、加算点の最高点は37点とする。

(a) 施工計画

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画の適切性	技術審査書の点数が95点以上の場合	10点	／10.0
	技術審査書の点数が90点以上95点未満の場合	9点	
	技術審査書の点数が85点以上90点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が80点以上85点未満の場合	7点	
	技術審査書の点数が75点以上80点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が70点以上75点未満の場合	5点	
	技術審査書の点数が65点以上70点未満の場合	4点	
	技術審査書の点数が60点以上65点未満の場合	3点	
	技術審査書の点数が55点以上60点未満の場合	2点	
	技術審査書の点数が50点以上55点未満の場合	1点	
小計点①			／10.0

(b) 技術提案

指定テーマ	提案項目	配点	得点
1 「トンネルの地山安定」と「覆工コンクリートの品質確保、出来形確保及び耐久性向上」について配慮すべき事項	指定テーマ1に関する現地特性・構造特性を踏まえた問題・課題に対し、施工方法や創意工夫等の技術提案について記述する。	判定方式	／10.0
2 「トンネル内作業時及び坑口付時の安全管理」と「本工事の早期完了を図るための工夫」について配慮すべき事項	指定テーマ2に関する現地特性・構造特性を踏まえた問題・課題に対し、施工方法や創意工夫等の技術提案について記述する。	判定方式	／10.0
小計点②			／20.0

注1. 技術提案における最低限の要求要件として、設計図書における諸法令を遵守することとともに、福島県共通仕様書要件を満たしていること。

注2. それぞれの指定テーマに対する技術提案は、複数の対策を記述してよい。

注3. 本工事は、一抜け方式及び一括審査方式に該当するものであるため、技術提案にあたっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。記述内容が共通でない場合は、評価の対象としない。

(c) 品質確保等の確実性の評価

開札前においては、品質確保等の確実性として全者に③7点を加点する。なお、開札後、入札額が調査基準価格未満であった入札参加者について、入札執行者が品質確保等の確実性を0点に修正する。

(3) 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、技術提案の各評価項目を点数化して得られた加算点に標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除した数値（評価値）をもって行う。なお、評価値算出価格の設定方法は、基準価格設定型による。

○技術評価点=標準点(100点)+評価項目ごとの加算点(①~③の合計点)

○評価値=(技術評価点÷評価値算出価格)×10,000,000